題名中「ゴム管」の下に「、ガスコード」を加える。

第一条各号列記以外の部分中「ゴム管」の下に「、ガスコード」を加え、同条第一号イ(1)、(2)及び(3)中「一九九七」を「二〇〇九」に改め、同号イ(5)中「一九九五」を「二〇一〇」に改め、同号イ(6)中「一九八七」を「二〇〇七」に改め、同号イ(7)中「一九九九」を「二〇〇八」に改め、同号イ(8)中「一九九八」を「二〇〇八」に改め、同号イ(9)中「一九九〇」を「二〇一〇」に改め、同号イ(10)中「二〇〇〇」を「二〇一〇」に改め、同号イ(11)中「一九九〇」を「二〇〇九」に改め、同号イ(12)中「一九九六」を「二〇一〇」に改め、同号イ(13)中「一九八八」を「二〇〇八」に改め、同号イ(16)中「一九九七」を「二〇一〇」に改め、同号イ(17)中「一九八八」を「二〇〇七」に改め、同号イ(18)中「一九八八」を「二〇〇五」に改め、同号イ(19)中「一九八八」を「二〇一〇」に改め、同号イ(20)及び(21)中「一九八八」を「二〇〇五」に改め、同号イ(22)中「一九九七」を「二〇〇四」に、「配管用ステンレス鋼管」を「配管用ステンレス鋼鋼管」に改め、同号イ(23)中「一九八八」を「二〇〇六」に改め、同号イ(24)中「一九八八」を「二〇〇五」に改め、同号イ(25)中「一九八八」を「二〇〇九」に改め、同号イ(26)中「一九九四」を「二〇〇六」に、「ボイラ・熱交換器用ステンレス鋼管」を「ボイラ・熱交換器用ステンレス鋼鋼管」に改め、同号イ(27)中「一九七九」を「二〇〇九」に改め、同号イ(28)中「一九九八」を「二〇〇五」に改め、同号イ(29)及び(30)中「一九九九」を「二〇一〇」に改め、同号イ(35)中「一九九一」を「二〇〇三」に改め、同号イ(36)中「一九九一」を「二〇〇三」に、「耐熱鋼鋳鋼品」を「耐熱鋼及び耐熱合金鋳造品」に改め、同号イ(37)中「一九九一」を「二〇〇八」に改め、同号イ(40)中「一九九五」を「二〇〇一」に改め、同号イ(44)中「二〇〇〇」を「二〇〇六」に、「銅及び銅合金の板及び条」を「銅及び銅合金の板並びに条」に改め、同号イ(45)中「二〇〇〇」を「二〇一〇」に、「銅及び銅合金棒」を「銅及び銅合金の棒」に改め、同号イ(46)中「一九九七」を「二〇〇九」に、「銅及び銅合金継目無管」を「銅及び銅合金の継目無管」に改め、同号イ(47)中「一九九三」を「二〇〇六」に改め、同号イ(49)及び(50)中「一九九七」を「二〇〇九」に改め、同号イ(51)中「一九九九」を「二〇一〇」に改め、同号イ(52)中「二〇〇〇」を「二〇〇六」に改め、同号ハ(3)中「一九九九」を「二〇〇二」に改め、同条第二号を次のように改める。

二　金属可とう管の材料及び構造

材料及び構造は、日本工業規格Ｓ二一四五(二〇〇九)「ガス用金属フレキシブルホース」の規格に適合するものであること。

第一条第三号イ(1)中「一九九六」を「二〇一一」に改め、同号ロ中「の材料」を削り、「一九九一」を「二〇一三」に改め、同号ハを削り、同条第四号イ中「一九九九」を「二〇一一」に改め、「ガス用強化ゴムホース」の下に「及びホースアセンブリ」を加え、同号ロ(1)中「日本工業規格Ｓ二一四四(一九九一)「ガス用強化ゴムホースアセンブリ」」を「日本工業規格Ｋ六三五一(二〇一一)「ガス用強化ゴムホース及びホースアセンブリ」」に改め、同号ロ(2)中「一九九一」を「二〇一三」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　ガスコードの材料及び構造

材料及び構造は、日本工業規格Ｓ二一四六(二〇一三)「ガスコード」の規格に適合するものであること。

第二条第一号イからホまで以外の部分中「又はホ」を「、ホ又はヘ」に改め、同号ロ中「又は迅速継手」を削り、同号ハ中「とは、」の下に「それぞれの形状に応じた適切な」を加え、同号ホをヘとし、同号ニ中「又は燃焼器」を「及び燃焼器」に改め、「抜け防止金具又は」の下に「それぞれの形状に応じた適切な」を加え、同号ホをヘとし、ハの次に次のように加える。

ニ　ガス栓と燃焼器をガスコードを用いて接続するときは、ガスコードとガス栓の端部及び燃焼器のガスの取入部とは、それぞれの形状に応じた適切な迅速継手により接続されていること。

第二条第二号イからニまで以外の部分中「又はニ」を「、ニ又はホ」に改め、同号ニ中「前号ホ」を「前号ヘ」に改め、同号中ニをホとし、同号ハ中「前号ニ」を「前号ホ」に改め、同号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　ガス栓と燃焼器をガスコードを用いて接続するときは、前号ニの規定を準用する。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第七百七十五号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年八月七日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　東北縦貫自動車道弘前線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
さいたま市岩槻区大字馬込字四番七〇四番二から同市岩槻区大字馬込字四番七三三番二まで	前	最小 六三	（メートル） 四三
	後	最大 六九	一七四
		最小 五五	
蓮田市大字馬込字七番七四九番二から同市大字城字河原二一番三まで	前	最小 二九五	三五
	後	最大 二七三	七九〇
		最小 三三	

○国土交通省告示第七百七十六号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年八月七日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　関越自動車道新潟線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
埼玉県児玉郡上里町大字五明字若宮七八一番三から同県児玉郡上里町大字五明字台一一二九番一まで	前	最小 一二四	（メートル） 五一
	後	最大 二八五	二五三
		最小 五一	

○国土交通省告示第七百七十七号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年八月七日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十六年八月七日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　中央自動車道西宮線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
高槻市大字梶原四五番三から同市大字下四九五番一まで	前	最大 一四六	（メートル） 四一
	後	最小 四六	六三二
		最大 一四一	